

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	小児慢性特定疾病医療費助成又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、小児慢性特定疾病医療費助成又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

石川県知事

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び県要綱に基づき、支給認定を受けた小児慢性特定疾病の患者が小児慢性特定疾病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う。小児慢性特定疾病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した小児慢性特定医療費医療受給者証及び小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明するための「登録者証」を交付する。</p> <p>小児慢性特定医療費医療受給者証の交付にあたっては、情報提供ネットワークシステムに接続し、各種関係情報保有機関が保有する特定個人情報を入手する。</p> <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li> <li>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li> </ul>
③システムの名称	医療費公費負担システム(小児慢性特定疾病)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
医療費公費負担システムファイル(小児慢性特定疾病)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表の8の項</li> <li>・番号法第9条第1号に基づく主務省令第7条</li> <li>・番号法19条6号</li> </ul> <p>(2)番号法に基づく独自利用事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第2項に基づく行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>＜情報提供の根拠＞</p> <p>(1)番号法定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表42、80、125、161の項</li> </ul> <p>＜情報照会の根拠＞</p> <p>(1)番号法定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表13の項</li> </ul> <p>(2)番号法に基づく独自利用事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康福祉部健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部健康推進課 難病対策グループ
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、小児慢性特定疾病医療費助成又は小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関する事務では、上記のほか、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力、特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄において特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	医療費公費負担システム(小児慢性特定疾病)及び統合宛名システムへのアクセスは、ICカードとパスワードによる認証で限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、また担当事務の管理を行うことで、適切な権限管理を行っている。これにより、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

